

再生可能エネルギー利用機器等設置費補助制度 Q&A

(1) 補助の条件について

	質 問	回 答
①	中古品等、譲り受けた機器を設置する場合は、補助対象になりますか。	補助対象外です。 申請できる機器は、未使用かつ購入品となります。
②	機器をリース契約により設置する場合は、対象となりますか。	補助対象外です。 申請できる機器は、未使用かつ購入品となります。
③	賃貸借又は使用貸借住宅に機器を設置する場合は補助対象となりますか。	補助対象です。 ただし、機器設置について住宅所有者の承諾書が必要になります。
④	共同所有の住宅に機器を設置する場合は補助対象となりますか。	補助対象です。 ただし、共同所有者全員分の承諾書が必要になります。
⑤	「市内に事業所を有する事業者」について、具体的に教えてください。	機器の購入又は設置工事について市内事業者を利用していることです。 市内に支店、営業所があることを確認できれば、契約を市外の本店等で行っていても条件を満たすとしています。 ただし、ハウスメーカーの市内住宅展示場での住宅展示のみでは、条件を満たしていることにはなりません。 営業等行っていることがわかる資料(会社組織図や営業部等の記載がある名刺)の提出が必要となります。
⑥	太陽光発電システムの設置にあたり、容量が10kWで全量売電を予定しているが、補助対象となりますか。	補助対象外です。 余剰売電を条件としているので対象外ですが、10kWを超えていても、余剰売電する場合には、補助対象です。 その場合には余剰売電をすることがわかるよう図面等に付記してください。 ※自家消費のみについても補助対象外です。

	質 問	回 答
⑦	他の補助金との併用は可能ですか。	可能です。 ただし、対象機器の補助対象経費から併用する(した)補助金の補助額を控除します。 控除後の金額 が、補助申請金額に満たない場合は、その額が補助申請金額になります(千円未満切り捨て)。
⑧	既に設置した対象機器は、補助対象になりますか。	補助対象外です。 補助金交付決定前に着工した対象システムは補助対象外です。 事前着工には、架台の設置や配線工事、蓄電池設置における基礎工事等も含まれます。
⑨	既に太陽光発電システムを設置しており、今回蓄電システムを設置するのですが、補助対象になりますか。	補助対象外です。 太陽光発電システムと併せて導入される場合のみ補助対象になります。 蓄電システム単体では補助対象外です。
⑩	現在、太陽光発電システムを設置しており、さらに、太陽光発電システムを増設予定ですが、補助対象になりますか。	補助対象外です。 設備の一部又は全部を残した状態で同種の機器を増設する場合は、補助対象外です。
⑪	太陽光モジュールの認証機関はどこで確認できますか。	<p>・一般財団法人電気安全環境研究所(JET)については、以下URLより確認ができます。サイトの下方に登録リストがあります。『JETPVM認証(モジュール認証)登録リスト(PDF)』よりご参照ください。 https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html</p> <p>・IECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関については、以下URLより確認ができます。 TUV、Intertec、VDEなどが該当します。この場合は、各機関の認証書も併せてご提出ください。 https://www.iecee.org/dyn/www/f?p=106:41:0</p>

	質 問	回 答
⑫	蓄電池パッケージ型番とは何ですか。 また、一般社団法人環境共創イニシアティブ(SII)の登録はどこで確認できますか。	<p>パッケージ型番とは、蓄電池本体機器・パワーコンディショナー・リモコン等を組み合わせた蓄電池システムの総合的な型番です。一般社団法人環境共創イニシアティブ(SII)の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」の対象製品として、このパッケージ型番により登録されています。</p> <p>一般社団法人環境共創イニシアティブ(SII)の登録につきましては、以下URLをご参照ください。 https://sii.or.jp/zeh/battery/search (検索方法は、本サイトの関連リンク「蓄電池のパッケージ型番及び蓄電容量の確認方法」をご参照ください。)</p> <p>※補助対象経費内訳書には、パッケージ型番及び蓄電池本体機器の型番をご記入ください。</p>

(2)交付申請について

	質 問	回 答
①	申請のタイミングを教えてください。	対象機器の設置工事着工のおおむね 3 週間前(窓口持参の場合はおおむね 2 週間前)までに申請をお願いします。 書類に不備等があった場合には受付できない場合がありますので、時間に余裕を持った提出をお願いします。
②	申請時の提出書類である写真について具体的に教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の全体の写真 ・対象機器を設置する場所の設置前であると確認できる写真 ・新築の場合は現況写真 いずれも撮影日(申請日の 1 か月以内に撮影)入りの写真の提出をお願いします。

	質 問	回 答
③	完了日とはいつを指しますか。	既存住宅の場合は、設置工事が完了した日となります。 新築住宅の場合は、引渡日若しくは登記日(表題登記)のいずれかをご記入ください。
④	現在市外在住ですが、八王子市に新築住宅を建てる予定です。 太陽光発電システムの設置を検討していますが、申請は可能ですか。	可能です。 ただし、実績報告書提出までに八王子市に住民登録をすることが要件となります。

(3)実績報告について

	質 問	回 答
①	実績報告時の提出書類である写真について具体的に教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物全体の写真 ・対象機器の設置が確認できる写真 <ul style="list-style-type: none"> ※1 太陽光モジュールについては、設置枚数を確認します。写真が数枚に分かれても構いませんので、必ず設置した全てのモジュールについて撮影をお願いします。 ※2 HEMS については、機器の型番が確認できる写真及び設置状況が確認できる写真の撮影をお願いします。 <p>いずれも撮影日入りの写真が必要です。 (交付決定後の着工であるかを確認します。)</p>
②	電力受給契約が締結されていることが確認できる書類について、具体的に教えてください。	<p>電力受給契約の申込みの際に電力会社より発行される『接続契約のご案内』を提出してください。</p> <p>※『特定契約のご案内』、『系統連系に係る契約のご案内』及び接続契約締結結果等のメールの写しは不要です。</p>

(4)その他

	質 問	回 答
①	<p>交付決定通知後、太陽光モジュールの設置工事を始めたが、屋根の形状が図面と異なり、モジュールの配置の変更が必要となった。 この場合、変更申請は必要でしょうか。</p>	<p>設置枚数に変更がなく、配置の変更のみであれば、変更申請は不要です。 実績報告書の提出時に、変更後の図面を提出してください。</p> <p>ただし、モジュールの枚数が減る等、出力数に変更等がある場合には、申請金額にも影響しますので、変更申請が必要となります。 内容に変更が生じた場合には、速やかにご連絡ください。</p> <p>なお、出力数が増える場合の補助金額の増額は認められません。</p>
②	<p>書類を記載する際に間違えてしまいました。どのように訂正するか教えてください。</p>	<p>・交付申請書、実績報告書、交付請求書 訂正箇所に二重線を引き、二重線に合わせて押印し、その上に正しい内容を記載してください。また、申請者の氏名の後に訂正したものと同一印鑑で押印してください。なお、印鑑は朱肉で押印するものをお使いください。</p> <p>交付申請書、実績報告書の「補助金の申請金額」及び交付請求書の「補助金確定請求額」の訂正は、印字されている数字も含めて全ての金額に二重線をし、上記のとおり訂正してください。</p> <p>・承諾書 承諾書においても、訂正方法は同じですが、承諾者の印鑑で訂正を行ってください。</p>